

大阪市条例第41号

大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年大阪市条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(公費の支払) 第4条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区(市長の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ。)におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。)を乗じて得	(公費の支払) 第4条 [同左]

た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>586円88銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。) (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>293,440円と30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額	(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。) (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>270,655円と28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成19年大阪市条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(公費の支払) 第4条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に	(公費の支払) 第4条 [同左]

支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第１項第５号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が５万枚以下である場合 <u>８円38銭</u> (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が５万枚を超える場合 <u>419,000円と５円62銭</u>にその５万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（１銭未満の端数がある場合には、その端数は、１銭とする。）	(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が５万枚以下である場合 <u>７円73銭</u> (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が５万枚を超える場合 <u>386,500円と５円18銭</u>にその５万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（１銭未満の端数がある場合には、その端数は、１銭とする。）
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、な

お従前の例による。

(令和7年6月19日揭示済)